

大分県報

平成三十一年
第三〇六一号
二月二十二日

(金 曜 日)

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一
 道路区域の変更(二件)……………二
 道路の供用開始……………三
 公告
 土地改良区の役員の就退任(二件)……………三
 土地改良区の役員の退任……………五

告示

大分県告示第八十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。
 平成三十一年二月二十二日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
高田歯科醫院	高田 晃太郎	日田市三本松一丁目八―二八	平三〇・一二・一
森澤医院	医療法人顕秀会	別府市大字北石垣一―七―一	〃
大分先端画像診断センター	医療法人ODI	別府市大字北石垣八―一―五	〃

一丁目薬局	クオール株式会社	中津市中央町一丁目七三八―一	平三一・一・一
三栄薬局成宜店	有限会社三栄	日田市淡窓二丁目四―三四	平三〇・一二・一〇
龜島龜齡堂薬局	エム・ジェイP h a r m a 株式 会社	豊後大野市犬飼町犬飼字上本町一 四―一	平三一・一・四
宇野医院	医療法人宇野医 院	豊後大野市犬飼町犬飼八〇―二	平二八・六・一
中津市立中津市 民病院	中津市	中津市大字下池永一七三	平三〇・七・一
中津市立中津市 民病院(歯科)	〃	〃	〃
佐藤第一病院	医療法人明徳会	宇佐市大字法鏡寺七七―一	平三〇・七・一
医療法人興仁会 桑尾病院	医療法人財団興 仁会	宇佐市大字四日市一一八	平三〇・九・一
宇佐矯正歯科ク リニック	医療法人宇佐矯 正歯科クリニッ ク	宇佐市大字辛島字屋敷一六七	平三〇・一二・一
木村クリニック	医療法人緑慈会	別府市上田の湯町一七―八	平三一・一・一
児玉病院	医療法人聡明会	別府市亀川四の湯町五一―九	〃
有限会社よろず や薬局	有限会社よろず や薬局	別府市大字鉄輪二四九―五	〃
a n 調剤薬局や まなみ店	有限会社環	別府市南立石二四一―一八	〃
ふるた薬局池永 店	有限会社古田薬 局	中津市大字下池永字下古附一六八 ―四	〃
佐伯センター調 剤	株式会社下川薬 局	佐伯市中村東町二―一―一〇二	〃

大分県告示第八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
一般国道二一一号	日田市大字大肥字方司口二五三九番一地从先から 日田市大字大肥字巖赫山一九七九番一地从先まで	前	後	メートル 一四・八 七・〇	メートル 八一・〇
		後	前	メートル 一五・二 一〇・二	八一・〇
県道栃野西 大山線	日田市大山町西大山字駄廻ノ上八六〇七番五地从先から 日田市大山町西大山字吉ノ畑八六〇八番五地从先まで	前	後	メートル 二三・五 一四・四	七八・五
		後	前	メートル 三五・〇 二一・二	七八・五

大分県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備

え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
県道宝珠山 日田線	日田市大字小野字大平四八一九番一地从先から 日田市大字小野字尾城畑四七〇八番一地从先まで	前	後	メートル 一九・〇 五・二	メートル 一七〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	前	メートル 二〇・〇 三・〇	一七七・〇	
県道龍原挾 間線	由布市庄内町龍原字本村七一七番二地从先から 由布市挾間町小野字谷口一四二一番三まで	前	後	メートル 一五・六 三・九	六一〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	前	メートル 五四・五 一一・三	四四〇・〇	

大分県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二一号	日田市大字大肥字寺田二二三番一地从先から日田市大字大肥字巖赫山一九七九番一地从先まで	平三一・二・二二
県道庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八八番二から由布市庄内町五ヶ瀬字林四三四番二まで	平三一・二・二二
県道宝珠山日田線	日田市大字小野字大平四八一九番一地从先から日田市大字小野字尾城畑四七〇八番一地从先まで	平三一・二・二二
県道龍原挾間線	由布市庄内町龍原字本村七一七番二地从先から由布市挾間町小野字谷口一四二一番三まで	平三一・二・二二
県道栃野西大山線	日田市大山町西大山字駄廻ノ上八六〇七番五から日田市大山町西大山字吉ノ畑八六〇八番五まで	平三一・二・二二
一般国道二二二号	中津市三光西稜字市郎迫二二七三番三から中津市三光田口字西荒田七三二番二まで	平三一・三・三

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があ

平成三十一年二月二十二日

つた。

平成三十一年二月二十二日

大分県知事 広瀬 勝貞

役名	氏名	住 所
理事	嶋 秀人	宇佐市大字西木一〇番地の一
〃	末宗 秀文	〃 大字岩崎四五一番地
〃	今戸 忠明	〃 大字下矢部一三五六番地の一
〃	津島 孝義	〃 大字岩保新田一四〇番地の一
〃	佐藤 昭	〃 大字上拝田五〇九番地
〃	南 聖浩	〃 大字北字佐一六三六番地
〃	松原 富好	〃 大字西大堀九一三番地の三
〃	横井 忠義	〃 大字江須賀一一三五番地
〃	大森 孝	〃 大字畑田一一四九番地
〃	大森 博	〃 大字畑田二七〇番地の四
〃	有瀬 義徳	〃 大字城井一六八七番地
〃	下山 文男	〃 大字下高一五六四番地
〃	田畑 昭一	〃 大字下高家一〇二一番地
〃	新貝 正憲	〃 大字下庄一六七六番地の一
〃	磯田 保彦	〃 大字上時枝八八九番地
〃	中野 昭人	〃 大字山下一九〇一番地
〃	濱田 照喜	〃 大字大根川三五五番地
〃	室 豊二	〃 大字南敷田六五九番地の四
〃	河野 文利	〃 大字西屋敷一一四七番地
〃	杉本 信行	〃 大字松崎一七一四番地
〃	濱野 一美	〃 大字高砂新田三三三番地

大分県報（告示・公告）

〃	用正 實男	〃	大字森山二七八番地の一
〃	樋田 豊治	〃	大字上敷田二三六番地

(就任役員)			
役名	氏 名	住	所
理事	嶋 秀人	宇佐市大字西木一〇番地の一	
〃	芝原 康士	〃 大字日足一二五八番地	
〃	今戸 忠明	〃 大字下矢部一三五六番地の一	
〃	辛島 秀吉	〃 大字鱒木一七二八番地	
〃	藤丸 憲一	〃 大字上田一七〇〇番地の一	
〃	南 聖浩	〃 大字北字佐一六三六番地	
〃	榎田 來	〃 大字長洲一〇〇一番地の二	
〃	横井 忠義	〃 大字江須賀一三三五番地	
〃	大森 孝	〃 大字畑田一一四九番地	
〃	大森 博	〃 大字畑田一二七〇番地の四	
〃	有瀬 義徳	〃 大字城井一六八七番地	
〃	下山 文男	〃 大字下高一五六四番地	
〃	田畑 昭一	〃 大字下高家一〇二一番地	
〃	用正 實男	〃 大字森山二七八番地の一	
〃	吉松 良一	〃 大字大塚一〇六番地の二	
〃	中野 昭人	〃 大字山下一九〇一番地	
〃	濱田 照喜	〃 大字大根川三五五番地	
〃	木部 軍治	〃 大字上庄一八五一番地	
〃	河野 文利	〃 大字西屋敷一一四七番地	
〃	出口 政光	〃 大字佐々礼一二九二番地	
〃	濱野 一美	〃 大字高砂新田三三三番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、提子土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
 平成三十一年二月二十二日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

(退任役員)			
役名	氏 名	住	所
理事	佐藤 一富	由布市挾間町筒口一〇六五番地二	
〃	鷺尾 政信	〃 庄内町龍原八〇六番地	
〃	梅木 敏弘	〃 挾間町小野一七四七番地	
〃	工藤 永人	〃 挾間町谷七一二番地	
〃	石川 和彦	〃 挾間町篠原三八二番地	
〃	小野 公夫	〃 挾間町鬼崎九五四番地	
〃	江藤 孝三	〃 挾間町谷二六六八番地三	
〃	工藤 正直	〃 挾間町小野七七九番地二	
〃	工藤 宗藏	〃 挾間町筒口一九七六番地	
〃	工藤 和雄	〃 挾間町鬼崎一三二一番地	
〃	田尻 義邦	〃 挾間町篠原一〇一〇番地	

(就任役員)			
役名	氏 名	住	所
理事	佐藤 一富	由布市挾間町筒口一〇六五番地二	
〃	鷺尾 政信	〃 庄内町龍原八〇六番地	
〃	緒方 正義	〃 挾間町小野二七六番地一	

〃	新貝 正憲	〃	大字下庄一六七六番地の一
〃	榎 英行	〃	大字赤尾二六三二番地の三

理事	役名	氏名	住所
		木戸昌夫	国東市国東町富来浦一〇二二番地二
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、国東町土地改良区（国東市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>平成三十一年二月二十二日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>			
〃	〃	工藤宗藏	〃 挾間町筒口一九七六番地
〃	〃	菅正則	〃 庄内町龍原一三四八番地一
監事	〃	江藤孝三	〃 挾間町谷二六六八番地三
〃	〃	佐藤政一郎	〃 挾間町谷一三一九番地
〃	〃	工藤康信	〃 挾間町谷三五五番地一
〃	〃	佐藤義隆	〃 挾間町鬼崎二二四三番地三
〃	〃	片山喜和	〃 挾間町小野一五六二の一番地
〃	〃	石川和彦	〃 挾間町篠原三八二番地

平成三十一年二月二十二日

大分県報（公告）